

平成三年大蔵省令第三十一号

地価税法施行規則

地価税法(平成三年法律第六十九号)及び地価税法施行令(平成二年政令第百七十四号)の規定に基づき、地価税法施行規則を次のように定める。

(定義)

**第一条** この省令において「土地等」、「借地権等」、「課税時期」、「公益法人等」、「人格のない社団等」、「建物」又は「修正申告書」とは、それぞれ地価税法(平成三年法律第六十九号)以下「法」という。第二条に規定する土地等、借地権等、課税時期、公益法人等、人格のない社団等、建物又は修正申告書をいう。

**第二条** この省令において「土地等」、「借地権等」、「課税時期」、「公益法人等」、「人格のない社団等」、「建物」又は「修正申告書」とは、それぞれ地価税法(平成三年法律第六十九号)以下「法」という。第二条に規定する土地等、借地権等、課税時期、公益法人等、人格のない社団等、建物又は修正申告書をいう。

(主務官庁の確認を証する書類の届出)

**第二条** 法第六条第二項第二号イの規定の適用を受けようとする公益法人等は、当該適用を受けようとする最初の年の課税時期に係る法第二十一条第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該公益法人等に係る主務官庁(その権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。以下この条において同じ。)の同号イの確認をしたことを証する書類(次に掲げる事項の記載があるものに限る。)を納税地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

**第一条** この省令において「国内」とは、法の施行地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

**第二条** 法第六条第二項第二号イの規定の適用を受けようとする公益法人等は、当該適用を受けようとする最初の年の課税時期に係る法第二十一条第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該公益法人等に係る主務官庁(その権限に属する事務を行うこととされた都道府県の知事その他の執行機関を含む。以下この条において同じ。)の同号イの確認をしたことを証する書類(次に掲げる事項の記載があるものに限る。)を納税地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

掲げる事項の記載があるものに限る。)を納税地を所轄する税務署長に届け出なければならない。

一 公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地

二 供用予定土地等の所在地及び面積

三 供用予定土地等を業務目的の用に供することができないこととなった事情の詳細及び当該事由が生じた年月日

四 当該主務官庁の当該確認をした年月日

五 その他参考となるべき事項

六 計算結果

七 申告書

八 申告書

九 申告書

十 申告書

十一 申告書

十二 申告書

十三 申告書

十四 申告書

十五 申告書

十六 申告書

十七 申告書

十八 申告書

十九 申告書

二十 申告書

二十一 申告書

二十二 申告書

二十三 申告書

二十四 申告書

二十五 申告書

二十六 申告書

二十七 申告書

二十八 申告書

二十九 申告書

三十 申告書

三十一 申告書

三十二 申告書

三十三 申告書

営業又は同条第十三項に規定する接客業務受託営業の用に供している建物等(建物その他の工作物をいう。次項において同じ。)

一 特別地区の選定

二 特別地区の選定

三 特別地区の選定

四 特別地区の選定

五 特別地区の選定

六 特別地区の選定

七 特別地区の選定

八 特別地区の選定

九 特別地区の選定

十 特別地区の選定

十一 特別地区の選定

十二 特別地区の選定

十三 特別地区の選定

十四 特別地区の選定

十五 特別地区の選定

十六 特別地区の選定

十七 特別地区の選定

十八 特別地区の選定

十九 特別地区の選定

二十 特別地区の選定

二十一 特別地区の選定

二十二 特別地区の選定

二十三 特別地区の選定

二十四 特別地区の選定

二十五 特別地区の選定

二十六 特別地区の選定

二十七 特別地区の選定

二十八 特別地区の選定

二十九 特別地区の選定

三十 特別地区の選定

三十一 特別地区の選定

三 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十条第二号(助産師国家試験の受験資格)に規定する助産師養成所、同法第二十一条第三項第二号(看護師國家試験の受験資格)に規定する看護師養成所又は同法第二百四号)第二百四十四条第一項(重要な伝統的建造物の用に供する施設として使用されている建物等(当該建物等の位置、規模、形態、意匠及び色彩が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十号)第二百四十四条第一項(重要な伝統的建造物群保存地区の選定)の規定により選定された重臣と協議して指定した建物等を除く。)とす  
る)の用に供する施設とし、要伝統的建造物群保存地区の選定)の規定により選定された重臣と協議して指定した建物等を除く。)とす  
る)の用に供する施設とし、要伝統的建造物群保存地区の選定)の規定により選定された重臣と協議して指定した建物等を除く。)

五 診療放射線技師養成所

六 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四十六号)第二十条第一号(受験資格)に規定する歯科衛生士養成所

七 歯科衛生士法(昭和二十六号)第二十条第一号(受験資格)に規定する歯科衛生士養成所

八 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第二百三十七号)第十二条第二号(理学療法士国家試験の受験資格)に規定する理学療法士養成施設又は同法第十二条第二号(作業療法士国家試験の受験資格)に規定する作業療法士養成施設)に規定する理学療法士養成施設

九 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第十二条第一号(柔道整復師養成所)に規定する柔道整復師養成所

十 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号(受験資格)に規定する視能訓練士養成所

十一 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号(受験資格)に規定する臨床工学技士養成所

十二 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第三十四条第一号(受験資格)に規定する義肢装具士養成所

十三 救急救命士法(昭和六十二年法律第六十二号)第三十四条第一号(受験資格)に規定する救急救命士養成所

十四 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十一年法律第三十号)第七条第二号(受験資格)に規定する養成施設又は同法第三十九条第一号から第三号まで(介護福祉士の資格)の規定に規定する養成施設

十五 安全マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十七条)第二条第一項(免許資格)に規定する養成施設

十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項(用語の意義)に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の確認をしたことを証する書類(次に



定める施設は次に掲げるものとする。

第五の

範囲等) 法別表第二第一号に規定する財務省令で  
める面積は 同号に規定する製造業等に係る  
場又は事業場の敷地の面積に、次の各号に掲

所を除く。) 当該屋内貯蔵所の次に掲げる区分に応じ当該屋内貯蔵所の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短

ハ 規定する距離  
二第一項（高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所の特例）の屋外タンク貯蔵所 同条第三項第一号の規定によりその例によるものとされる同規則第十三条の六第三項第一号

—

四 危険物の規制に関する政令第二条第七号による規定する屋外貯蔵所 当該屋外貯蔵所の次に掲げる区分に応じ当該屋外貯蔵所の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち

イ  
ロに掲げる屋外貯蔵所以外の当該屋外貯蔵所、危険物の規制に関する政令第十六条第一項第一号（屋外貯蔵所の基準）の規定によりその例によるものとされる同令第九

口  
たし書に規定する武庫  
危険物の規制に関する規則第二十四条の  
十二第一項「高引火点危険物の屋外貯蔵所の  
特例」の屋外貯蔵所 同条第二項第一号  
の規定によりそのものとされる同

五 距離又は同号ただし書に規定する距離  
危険物の規制に関する政令第十七条第一項  
(給油取扱所の基準)に規定する給油取扱所  
(不特定多数の者に軽油のみ、メタノール等

以下この号において同じ)の又は軽油及びメタノール等のみを給油するものに限る。)係る同項第十二号の固定給油設備 当該設備による給油設備に係る基準として定められ

第二項第二号（給油取扱所の附随設備）に規定する自動車等の点検・整備を行う設備（電気自動車に係る充電設備に限る。）当該設備の位置に係る基準として定められた同号に規

七 危険物の規制に関する政令第三条第四号（取扱所の区分）に規定する一般取扱所（同令第十九条第二項各号（一般取扱所の基準）に掲げる一般取扱所を除く。）当該一般取扱所の次に掲げる区分に応じ当該一般取扱所の

—

—

の製造所 同第第一号に定める距離  
危険物の規制に関する政令第一条第一号  
(貯蔵所の区分) に規定する屋内貯蔵所(同  
令第十条第三項(屋内貯蔵所の基準)の屋内

1

の当該屋外タンク貯蔵所、危険物の規制に関する政令第十一條第一項第一号（屋外タンク貯蔵所の基準）の規定によりその例外によるものとされる同令第九條第一項第一号

10

七　位置に係る基準として定められた同号に規定する距離のうち最も短い距離

4

危険物の特定屋内貯蔵所の特例）の屋内貯蔵所並びに危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第一項（特定屋内貯蔵所の特例）及び第十六条の二の六第一項（高引火点危険物の特定屋内貯蔵所の基準）の規定

1

口 よるものとされる同令第九条第一項第一号に掲げる距離又は同号ただし書に規定する距離  
　　項第一号の二の屋外タンク貯蔵所 同号の

九

七 危険物の規制に関する政令第三条第四号（取扱所の区分）に規定する一般取扱所（同令第十九条第二項各号（一般取扱所の基準）に掲げる一般取扱所を除く。）当該一般取扱所の次に掲げる区分に応じ当該一般取扱所の



備  
同表の中欄に掲げる距離又は同規則第九十七條の規定により經濟産業大臣が定めた距離

規定により適用される同規則第六条第一項  
第三十五号口に規定する第一種置場距離又は同規則第九十七条の規定により経済産業大臣が定めた距離  
当該容器置場で液化石油ガス保安規則第六条第一項第三十五号口の表の上欄に掲げる同規則第七条第一項の規定により適用される同表の中欄に掲げる距離又は同規則第九十七条の規定により経済産業大臣が定めた距離

二十八 液化石油ガス保安規則第八条第一項の規定により適用される同表の中欄に掲げる距離又は同規則第九十七条の規定により経済産業大臣が定めた距離

二十九 同規則第八条第一項第二号の規定により適用される同表の中欄に掲げる距離又は同規則第六条第一項によるものとされる同規則第八条第一項規則第八条第一項第二号の規定によりその規則によるものとされる同規則第六条第一項

二種貯蔵所 同表の中欄に掲げる距離又は  
同規則第九十七条の規定により経済産業大臣  
が定めた距離

三十 液化石油ガス保安規則第二十四条第一項  
(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)  
の容器により貯蔵する第一種貯蔵所又は同規  
則第二十七条第二号の規定の適用を受ける第  
二種貯蔵所 当該第一種貯蔵所又は第二種貯  
蔵所の位置に係る基準として定められた次に  
定める距離のうち最も短い距離

イ ロに掲げる第一種貯蔵所又は第二種貯蔵  
所以外の当該第一種貯蔵所又は第二種貯蔵  
所 液化石油ガス保安規則第二十四条第一

口  
臣が定めた距離  
十五号ロの表の上欄に掲げる容器置場 同  
表の中欄に掲げる距離又は同規則第九十七  
条の規定により経済産業大臣が定めた距離  
二十四 液化石油ガス保安規則第七条第一項

規則第十二条第三号の規定の適用を受ける同号の液化石油ガスタンクである製造施設を含む。次号において同じ。)に係る同規則第六条第一項第二号の貯蔵設備及び処理設備当該貯蔵設備及び処理設備の次に掲げる区分に応じ当該貯蔵設備及び処理設備の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

第二号の規定に該当するもの（口において「液化石油ガススタンドであるディスペンサー」という。）のうち口に掲げるものの以外のもの 同規則第八条第一項第二号の規定によりその例によるものとされる同規則第六条第一項第二号に規定する第一種設備距離又は同規則第九十七条の規定により経済産業大臣が定めた距離

号に規定する第一種設備距離又は同規則第九十七条の規定により経済産業大臣が定めた距離  
液化石油ガス保安規則第二十四条第一号の表の上欄に掲げる第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所 同表の中欄に掲げる距離又は同規則第九十七条の規定により経済産業大臣が定めた距離

製造設備である製造施設を含む。次号において同じ。)に係る同規則第六条第一項第二号の貯蔵設備及び処理設備 当該貯蔵設備及び処理設備の次に掲げる区分に応じて当該貯蔵設備及び処理設備の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離イ 口に掲げる貯蔵設備及び処理設備以外の

イ　口に掲げる貯蔵設備及び処理設備以外の  
当該貯蔵設備及び処理設備　液化石油ガス  
保安規則第八条第一項第一号の規定により  
適用される同規則第六条第一項第二号に規  
定する第一種設備距離又は同規則第九十七  
条の規定により経済産業大臣が定めた距離  
　当該貯蔵設備及び処理設備で液化石油ガス  
保安規則第六条第一項第二号の表の上欄  
に掲げるもの　同規則第八条第一項第一号  
の規定により適用される同表の中欄に掲げ

口 液化石油ガスタンクであるディスペンサーで液化石油ガス保安規則第六条第一項第二号の表の上欄に掲げるもの 同規則第八条第一項第二号の規定によりその例によるものとされる同表の中欄に掲げる距離又は同規則第九十七条の規定により経済産業大臣が定めた距離

三十一 液化石油ガス保安規則第五十三条第一項第二号（特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準）の消費施設に係る同号の減圧設備 当該減圧設備の位置に係る基準として定められた同号に規定する第一種設備距離又は同規則第九十七条の規定により経済産業大臣が定めた距離のうち最も短い距離

三十二 コンビナート等保安規則（昭和六十一  
年通商産業省令第八十八号）第五条第一項  
（製造施設）に規定する製造施設に係る同項

第一種設備距離又は同規則第九十七条の規定により経済産業大臣が定めた距離

る距離又は同規則第九十七条の規定により  
經濟産業大臣が定めた距離

同規則第二十七条第一号（第二种貯蔵所に係る技術上の基準）の規定の適用を受ける高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第十八条第二項（貯蔵所）の第二种貯蔵所（以下この号及び次号において「第二种貯蔵

第二号の貯蔵設備及び処理設備 当該貯蔵設備及び処理設備の位置に係る基準として定められた同号（同項第三号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する距離又は同規則第五十四条（危険のおそれのな

により適用される同表の中欄に掲げる距離又は同規則第九十七条の規定により経済産業大臣が定める基準

容器置場 当該容器置場の次に掲げる区分に応じ当該容器置場の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離イロに掲げる容器置場以外の当該容器置場 液化石油ガス保安規則第八条第一項第

所」という。) 当該第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離イロに掲げる第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所以外の当該第一種貯蔵所又は第二種貯蔵

い場合等の特則の規定により経済産業大臣が定めた距離のうち最も短い距離三十三 コンビナート等保安規則第五条第一項に規定する製造施設に係る同項第四号イに規定する製造施設 当該製造施設の位置に係る

第六条第一項第三十五号口に規定する容器置場 当該容器置場の次に掲げる区分に応じ当該容器置場の立場による基準として定めらる

口 一號の規定により適用される同規則第六条  
第一項第三十五号ロに規定する第一種置場  
距離又は同規則第九十七条の規定により經  
濟産業大臣が定めた距離  
当該容器置場で液化石油ガス保安規則第

所 液化石油ガス保安規則第六条第一項第二号に規定する第一種設備距離又は同規則第九十七条の規定により経済産業大臣が定めた距離

基準として定められた同号イに規定する距離又は同規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離のうち最も短い距離

記載する位置の基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離イロに掲げる容器置場以外の当該容器置場液化石油ガス保安規則第七条第一項の

口 濟産業大臣が定めた距離  
六条第一項第三十五号ロの表の上欄に掲げ

第九条の規定により總務大臣が定めた距離  
口 液化石油ガス保安規則第六条第一項第二号の表の上欄に掲げる第一種貯蔵所又は第二

三十四 コンビナート等保安規則第五条第一項に規定する製造施設に係る同項第四号ロの貯蔵設備及び処理設備 当該貯蔵設備及び処理

三十五 コンビナート等保安規則第五条第一項  
に規定する製造施設に係る同項第五号の貯蔵設備及び処理設備の位置に係る基準として定められた同号により規定する距離又は同規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離のうち最も短い距離

三十六 コンビナート等保安規則第五条第一項  
に規定する製造施設に係る同項第六号の貯蔵設備及び処理設備の位置に係る基準として定められた同号により規定する距離又は同規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離のうち最も短い距離

イ 当該貯蔵設備及び処理設備でコンビナート等保安規則第五条第一項第六号の規定によりその例によるものとされる一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二号の貯蔵設備及び処理設備コンビナート等保安規則第五条第一項第六号の規定によりその例によるものとされる一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二号に規定する第一種設備距離又はコンビナート等保安規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離

ロ 当該貯蔵設備及び処理設備でコンビナート等保安規則第五条第一項第六号の規定によりその例によるものとされる液化石油ガス保安規則第六条第一項第二号の貯蔵設備及び処理設備のうちハに掲げるもの以外のもの、コンビナート等保安規則第五条第一項第六号の規定によりその例によるものとされる液化石油ガス保安規則第六条第一項第二号に規定する第一種設備距離又はコンビナート等保安規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離

三十七 コンビナート等保安規則第五条第一項に規定する製造施設に係る同項第八号に規定する製造設備 当該製造設備の位置に係る基準として定められた同号に規定する距離又は同規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離のうち最も短い距離

三十八 コンビナート等保安規則第五条第一項に規定する製造施設に係る同項第六十五号ロに規定する毒性ガスの容器置場 当該容器置場の位置に係る基準として定められた同号ロに規定する距離又は同規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離のうち最も短い距離

三十九 コンビナート等保安規則第五条第一項に規定する製造施設に係る同項第六十五号ハに規定する毒性ガス以外のガスの容器置場 当該容器置場の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

イ 当該容器置場でロに掲げるもの以外のもとのコンビナート等保安規則第五条第一項第五条第一項第六十五号ハの表の上欄に掲げる容器置場 同表の中欄に掲げる距離又は同規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離

ロ 当該容器置場でコントローラー等保安規則第五条第一項第六十五号ハの表の上欄に掲げる容器置場 同表の中欄に掲げる距離又は同規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離

四十一 コンビナート等保安規則第六条第一項の特定液化石油ガスタンンドの特定液化石油ガスタンンドである製造施設に係る同規則第五条第一項第二号の貯蔵設備及び処理設備 当該貯蔵設備及び処理設備の位置に係る基準として定められた同規則第六条第一項第一号の規定により適用される同規則第五条第一項第二号（同項第三号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する距離又は同規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離のうち最も短い距離

四十一 コンビナート等保安規則第六条第一項の特定液化石油ガスタンンドである製造施設に係る同規則第五条第一項第六号の貯蔵設備及び処理設備の位置に係る基準として定められた次に掲げる区分に応じ当該貯蔵設備及び処理設備の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

イ 当該貯蔵設備及び処理設備でコンビナート等保安規則第五条第一項第六号の規定によりその例によるものとされる液化石油ガス保安規則第八条第一項第一号の規定による同規則第六条第一項第二号の貯蔵設備及び処理設備（口において「液化石油ガスタンドである貯蔵設備等」という。）のうち口に掲げるもの以外のものコンビナート等保安規則第六条第一項第一号の規定により適用される同規則第五条第一項第六号の規定によりその例によるものとされる液化石油ガス保安規則第八条第一項第一号の規定による同規則第六条第一項第二号に規定する第一種設備距離又はコンビナート等保安規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離

ロ 液化石油ガスタンドである貯蔵設備等で液化石油ガス保安規則第六条第一項第二号の表の上欄に掲げるもののコンビナート等保安規則第六条第一項第一号の規定により適用される同規則第五条第一項第六号の規定によりその例によるものとされる液化石油ガス保安規則第八条第一項第一号の規定による同表の中欄に掲げる距離又はコンビナート等保安規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離

四十二 コンビナート等保安規則第六条第一項の特定液化石油ガスタンドである製造設備に係る同規則第五条第一項第八号に規定する製造設備当該製造設備の位置に係る基準として定められた同規則第六条第一項第一号の規定により適用される同規則第五条第一項第八号に規定する距離又は同規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離のうち最も短い距離

四十三 コンビナート等保安規則第六条第一項の特定液化石油ガスタンドである製造設備に係る同規則第五条第一項第六十五号口に規定する毒性ガスの容器置場 当該容器置場の位置に係る基準として定められた同規則第六条第一項第一号の規定により適用される同規則第五条第一項第六十五号口に規定する距離又は同規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離のうち最も短い距離

四十四 コンビナート等保安規則第六条第一項の特定液化石油ガスタンドである製造施設に係る同規則第五条第一項第六十五号ハに規

イ 当該容器置場でコンビナート等保安規則第六条第一項の規定により適用される同規則第五十五条第一項第一号の規定によりその例によるものとされる液化石油ガススタンドードである「特定液化石油ガス保安規則第六条第一項第二号に規定する第一種設備距離又はコンビナート等保安規則第五十五条第一項第二号の規定により適用される同規則第六条第一項第一号の規定によりその例によるものとされる液化石油ガス保安規則第六条第一項第二号に規定する第一種設備距離又は同規則第五十四条の規定により定める距離のうち最も短い距離」

ハ 特定液化石油ガススタンドであるディスペンサーで液化石油ガス保安規則第六条第一項第二号の表の上欄に掲げるもの、コンビナート等保安規則第六条第一項第二号の規定により適用される同規則第五条第一項第二号の規定による同規則第六条第一項第二号の規定によりその例によるものとされる液化石油ガス保安規則第八条第一項第二号の規定による同表の中欄に掲げる距離又はコンビナート等保安規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離

二 当該ディスペンサーでコンビナート等保安規則第五条第一項第八号の規定により経済産業大臣が定めたもの 同規則第六条第一項第二号の規定によりその例によるものとされる同規則第五条第一項第八号に規定する距離又は同規則第五十四条の規定により経済産業大臣が定めた距離

イ 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和四十三年通商産業省令第十四号）第十四条又は第五十条（貯蔵施設の技術上の基準）の貯蔵施設当該貯蔵施設の次に掲げる区分に応じ当該貯蔵施設の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

ロ 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和四十三年通商産業省令第十四号）第十四条又は第五十条（貯蔵施設の技術上の基準）の貯蔵施設当該貯蔵施設の次に掲げる区分に応じ当該貯蔵施設の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

四十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和四十三年通商産業省令第十四号）第十四条又は第五十条（貯蔵施設の技術上の基準）の貯蔵施設当該貯蔵施設の次に掲げる区分に応じ当該貯蔵施設の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

四十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条（特定供給設備の技術上の基準）の特定供給設備に係る同条第一号の貯蔵設備及び貯槽の次に掲げる距離のうち最も短い距離

イ 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条（特定供給設備の技術上の基準）の特定供給設備に係る同条第一号の貯蔵設備及び貯槽の次に掲げる距離のうち最も短い距離

ロ 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条（特定供給設備の技術上の基準）の特定供給設備に係る同条第一号の貯蔵設備及び貯槽の次に掲げる距離のうち最も短い距離

四十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十四条（バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準）の特定供給設備に係る同条第一号のバーリク貯槽当該バルク貯槽の次に掲げる区分に応じ当該バルク貯槽の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

四十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十五条（危険のおそれがない場合の特則）の規定により経済産業大臣が定めた距離

五十年 第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

四十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十六条第一項第七号（定義）に規定する第一種保安物件（以下この号及び次号において「第一種保安物件」という。）に対する同規則第五十条（第一号イに規定する距離又は同規則第五十五条の規定により経済産業大臣が定めた距離）の規定により適用される同規則第六条第一項第七号（同規則第二十二条の規定により適用される場合を含む。）の規定により設けられた同規則第六条第一項第七号の防液堤

二 当該ディスペンサーでコンビナート等保安規則第六条第一項第十号の防液堤

ロ 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条第一号イの表の上欄に掲げるもとの同表の中欄に掲げる距離又は同規則第五十五条の規定により経済産業大臣が定めた距離

ハ 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条第一号イの表の上欄に掲げるもとの同表の中欄に掲げる距離又は同規則第五十五条の規定により経済産業大臣が定めた距離

四十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十五条（第一種保安物件に対する距離）の規定により経済産業大臣が定めた距離

五十年 第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

四十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十六条第一項第三十号（同規則第六条第一項第一号の規定により適用される場合を含む。）の規定により設けられた同規則第六条第一項第十号の防液堤

二 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

ハ 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

四十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十五条（第一種保安物件に対する距離）の規定により経済産業大臣が定めた距離

五十年 第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

四十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十六条第一項第三十一号（同規則第六条第一項第一号の規定により適用される場合を含む。）の規定により設けられた同規則第六条第一項第十号の防液堤

二 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

ハ 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

四十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十五条（第一種保安物件に対する距離）の規定により経済産業大臣が定めた距離

五十年 第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

四十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十六条第一項第三十二号（同規則第六条第一項第一号の規定により適用される場合を含む。）の規定により設けられた同規則第六条第一項第十号の防液堤

二 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

ハ 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

四十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十五条（第一種保安物件に対する距離）の規定により経済産業大臣が定めた距離

五十年 第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

四十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十六条第一項第三十三号（同規則第六条第一項第一号の規定により適用される場合を含む。）の規定により設けられた同規則第六条第一項第十号の防液堤

二 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

ハ 当該貯蔵設備で液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十三条第二号イの表の上欄に掲げるものにより経済産業大臣が定めた距離

四十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五十五条（第一種保安物件に対する距離）の規定により絏済産業大臣が定めた距離

五十年 第二号イの表の上欄に掲げるものにより絏済産業大臣が定めた距離

周辺監視区域に係る同項第二号に規定する管理区域を含む。)

七 核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第一条第三号（定義）に規定する周辺監視区域（当該周辺監視区域を区域内に係る同条第二号に規定する管理区域を

八 使用済燃料の再処理の事業に関する規則  
含む。)

(昭和四十六年總理府令第十号) 第一条第二項第四号(定義)に規定する周辺監視区域

(当該周辺監視区域に係る同項第二号に規定する管理区域を含む。)

る施設は、同号に規定する石油又は石油ガスを

貯蔵するための危険物の規制に関する政令第二  
条第二号に規定する屋外マノフ、守穀所又は被化

石油ガス保安規則第二条第三号（用語の定義）

に規定する貯槽（これらの附属設備を含む。）

とする。

受けようとする者は、当該土地等が法別表第二

に掲げる土地等（同表第九号に掲げる土地等を除く。）又は同項に規定する土地等のいずれか

に該当することにつき、これらの土地等（これ

らの土地等の部分がこれらの規定の適用があるからこれらとは、二つの土地等の部分。从

ものであるときは、これらの土地等の部分以下この項において同じ。) の次の各号に掲げる

区分に応じ当該各号に定める者が証明した書類

でこれらの土地等の所在地及び面積の記載があるものを、これらの規定の適用を受けようとする

る年の課税時期に係る法第二十五条第一項の規

定による申告書の提出期限（その年の課税価格が基礎控除の額以下であるときは、当該申告書

の提出期限に相当する日）の翌日から七年間、  
当該合意

その者の納税地において法第三十三条の規定により請求される帳簿に併せて保存しなければならない。

より備考付ける。帳簿と併せて保存しなければならない。

一 法別表第一第一号に掲げる土地等 当該土

地等の次のイ又はロに掲げる区分に応じそれ  
ぞれイ又はロに定める者

イ 工場又は事業場における環境施設の用に供されてい  
る土地等で口に掲げるもの以外

のもの  
工場立地法第四条第一項（工場立

地に関する準則等の公表)に規定する経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣

口 工場立地法第六条第一項(届出)に規定する特定工場における環境施設の用に供さ

一ノ特定二場に才に不現其放語の用に任る

工場の設置の場所を管轄する市町村長  
二 法別表第二第二号イに掲げる者の同号イに  
規定期に規定する当該特定  
規定期に規定する施設の用に供されている土地等のう  
ち同号に掲げるるもの 鉱山保安法（昭和二十  
四年法律第七十号）第十三条第一項（工事計  
画）の届出に係る産業保安監督部長  
四 法別表第一第二号ハに掲げる者の同号ハに  
規定する施設の用に供されている土地等のう  
ち同号に掲げるもの 高圧ガス保安法第五条  
（製造の許可等）、第十四条第一項  
（製造のための施設等の変更）、第十六条第一項  
（製造のための施設等の変更）、第十九条第一項  
（貯蔵所）、第十九条第四項、第  
十七条の二第一項（貯蔵所）、第十九条第四  
項、第二十四条の二第一項若しくは第二十四  
条の四第一項（消費）の届出に係る都道府県  
知事  
五 法別表第二第二号ニに掲げる者の同号ニに  
規定する施設の用に供されている土地等のう  
ち同号に掲げるもの 高圧ガス保安法第五条  
第一項（製造の許可等）、第十四条第一項  
（製造のための施設等の変更）、第十六条第一項  
（製造のための施設等の変更）、第十九条第一項  
（貯蔵所）、第十九条第四項、第  
十七条の二第一項（貯蔵所）、第十九条第四  
項、第二十四条の二第一項若しくは第二十四  
条の四第一項（消費）の届出に係る都道府県  
知事  
六 法別表第二第二号ホに掲げる者の同号ホに  
規定する施設の用に供されている土地等のう  
ち同号に掲げるもの 高圧ガス保安法第五条  
（製造の許可等）、第十四条第一項  
（製造のための施設等の変更）、第十六条第一項  
（製造のための施設等の変更）、第十九条第一項  
（貯蔵所）、第十九条第四項、第  
十七条の二第一項（貯蔵所）、第十九条第四  
項、第二十四条の二第一項若しくは第二十四  
条の四第一項（消費）の届出に係る都道府県  
知事  
七 法別表第二第二号ヘに掲げる者の同号ヘに  
規定する通路の用に供されている土地等のう  
ち同号に掲げるもの 石油コンビナート等災  
害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第五  
条第一項（新設の届出等）又は第七条第一項  
（変更の届出等）の届出に係る主務大臣

八 法別表第二第三号に掲げる土地等 物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十三条第一項 第二十三条第一項、第四十三条の三の五第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可、同法第四十四条第一項の指定又は同法第五十七条の七第一項の届出に係る原子力規制委員会

九 法別表第二第四号に掲げる土地等 撥原油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第三条（登録）の登録に係る経済産業大臣

十 法別表第二第五号に掲げる土地等 次のイ又はロに掲げる文化財の区分に応じそれぞれイ又はロに定める者

イ 令第十七条第三項第一号に掲げる文化財 同号の登録に係る文部科学大臣

ロ 令第十七条第三項第二号に掲げる文化財 同号の規定により指定された当該文化財の存する都道府県の教育委員会（当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項（所有者等への指導又は助言）に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事）

十一 法別表第二第六号に掲げる土地等 次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める者

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項（一般廃棄物処理施設）若しくは第九条第一項（変更の許可等）の許可に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項（産業廃棄物処理施設）若しくは第十五条の二の六第一項（変更の許可等）の許可に係る同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設これらの許可に係る都道府県知事（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二十七条第一項（政令で定める市長による事務の処理）の規定により当該許可に係る事務を同項に規定する指定都市の長等が行う場合にあっては、当該指定都市の長等）

ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の八第一項（再生利用に係る特例）の認定に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設（同法第九条の八第六項の

変更の認定に係るもの(以下「同法第十五条の四の二第一項(再生利用に係る特例)の認定に係る同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(同法第十五条の四の二第三項において読み替えて準用する同法第九条の八第六項の変更の認定に係るもの)を含む。)これらの認定に係る環境大臣

十二 法別表第二第七号に掲げる土地等(石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第五条第一項(石油基準準備蓄量等)又は第十条第一項(石油ガス基準準備蓄量等)の届出に係る経済産業大臣運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十四条の二第一項(指定自動車整備事業の指定等)の指定に係る地方運輸局長

十三 法別表第二第八号に掲げる土地等(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十四条の二第一項(指定自動車整備事業の指定等)の指定に係る地方運輸局長該土地等に係る同項第一号に規定する協同組合等)

(申告書等の記載事項)

第六条 法第二十五条第一項第三号に規定する財務省令で定める事項は、同項の規定による申告書を提出する者の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一 当該申告書を提出する者が個人である場合

イ 当該個人の氏名、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二百二十七条号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号をいう。以下同じ。)(個人番号を有しない者にあっては、氏名)及び納稅地並びにその納稅地と住所地(国内外に住所を有しない場合には、居所地。以下同じ。)とが異なる場合には、その住所地

ロ 法第二十五条第二項の規定に該当して当該申告書を提出する場合には、同項に規定する死亡した者の氏名及びその死亡の時における納稅地並びにその納稅地と住所地とが異なる場合には、その住所地

ハ 法第十七条、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十一条の七から第七十二条の十六まで(優良な住宅地の造成事業等に係る供給予定地等についての課税價格の計算の特例等)及び塩事業法(平成八年法律第三十九号)附則第四十二条





この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則（平成二九年三月三一日財務省令第二〇号）**

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則（平成三〇年三月三一日財務省令第一六号）**

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則（令和二年三月三一日財務省令第一四号）**

この省令は、令和二年四月一日から施行する。